

平成28年第9回霧島市農業委員会定例総会

平成28年9月30日（水）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 6番委員、 7番委員、 8番委員、
9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、 15番委員、
16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、
23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、
37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	内田大作
	振興グループ長	本村浩孝	主査	若林優
	主任主事	山下良太	主任主事	中吉哲平
	主任主事	江藤俊志	主任主事	有村大
	主任主事	岩元章宏	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主査	吉原康広

議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「あっせん申出」について

5 会議のてん末は次のとおりである。

「開 会 午後 2時45分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日は5番委員より欠席届が提出されております。只今の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第9回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。

○議長（会長）

次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

〔6件について報告〕

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知17件、使用貸借権通知1件の計18件が提出されました。本年1月に許可しました農地法第5条の許可取消1件、先月の定例総会に提案され買受適格証明を発行することとした、国分川内及び福山佳例川の件につきまして、3条及び5条の許可を会長判断において行っております。さらに、時効取得1件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が1件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。1番、12番委員。

○12番委員

1号1番を報告します。

申請地は新町公民館の北東に位置しており、現況は倉庫である。申請地の北は5条申請地、南は宅地、東は宅地、西は田である。利用変更目的は農業用施設131㎡を建設するものである。工事内容は盛土をするものであるが、既に造成及び倉庫を建設済である。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。特記事項としまして、平成13年以前に農業用倉庫を建設されており、今回、届出がなされたものであります。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員からの意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転2件、利用権設定のうち賃借権設定28件、使用貸借権設定4件の計34件の農用地利用集積計画（案）について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定32件のうち16件は、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の16件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。1番及び2番、30番委員。

○30番委員

2号所有権移転の1番及び2番は譲受人が同一のため、まとめて報告します。

1番については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地1筆**円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成28年9月7日に提出されました。

2番についても、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地2筆**円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成28年9月7日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、現在48,038㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の国分地区**番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番及び6番、17番委員。

○17番委員

2号利用権設定の5番及び6番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、10番委員。

○10番委員

2号利用権設定の15番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、100,035㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番から21番、33番委員。

○33番委員

2号利用権設定の19番から21番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができる

と認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番から24番、17番委員。

○17番委員

2号利用権設定の22番から24番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事していると認められる。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

○25番から31番、24番委員。

○24番委員

2号利用権設定の25番から31番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、17、419㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定（案）について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定（案）について」は、承認することに決定いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転の8件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、議案書記載順の調査委員の意見報告を求めます。1番及び2番を19番委員。

○19番委員

3号1番を報告します。

申請地は川原小学校の北東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,899㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号2番を報告します。

申請地は黒石公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は68,587㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、3番委員。

○3番委員

3号3番を報告します。

申請地は小畑公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、

農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5, 298㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、35番委員。

○35番委員

3号4番を報告します。

申請地は国分南中学校の南西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3, 490㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、28番委員。

○28番委員

3号5番を報告します。

申請地の下ノ**番、下ノ**番、下ノ**番は二牟礼集落センターの南西に位置しており、現況は田である。また、申請地の下ノ**番は馬渡公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 899㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、15番委員。

○15番委員

3号6番を報告します。

申請地は坂下公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。ま

た、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,068㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、2番委員。

○2番委員

3号7番を報告します。

申請地は埜上公民館の北東に位置しており、現況は、不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,535㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、32番委員。

○32番委員

3号8番を報告します。

申請地の福沢**番、福沢**番は川路原構造改善センターの東に、福沢**番、福沢**番は川路原構造改善センターの北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,378㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の8件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更の農振除外1件、用途変更1件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外、1番を、32番委員。

○32番委員

4号農振除外1番を報告します。

申請地は堀之頭公民館の南西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は水路、東は雑種地、西は不耕作地である。除外目的は、資材置場及び駐車場として利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更の1番、28番委員。

○28番委員

4号用途変更1番を報告します。

申請地は下深川集落センターの南に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路と田、南は道路、東は道路、西は道路である。用途区分変更目的は農業用倉庫と畜舎及びロール置場を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。12番委員。

○12番委員

4号農振除外の1番についてですが、申請者は愛知県の方ですが、どなたが利用されるのですか。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（山下主任主事）

除外申請地の隣に株式会社***という会社があり、主に古タイヤを集める会社なのですが、この会社が除外申請地に資材置場と駐車場にするということを伺っております。

○12番委員

分かりました。

○議長（会長）

この他について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外1件、用途変更1件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請1件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。1番、28番委員。

○28番委員

5号1番を報告します。

申請地は下万膳公民館の南に位置し、現況は荒地である。申請地の東は山林、西は宅地、南は山林及び畑、北は河川である。転用目的は太陽光発電施設を建設するものである。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。21番委員。

○21番委員

5号1番についてですが、排水路は確保されているとの報告がありましたが、周辺の受益者に事前に電話で確認したところ、その排水路には流して欲しくないとのことでした。排水について説明をお願いします。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（中吉主任主事）

***が最初に申請された時も委員から排水については、用水路に流して欲しくないという意見を頂いておりました。今回の事業計画変更申請の際、行政書士に確認したところ用水路にのせる予定はなく、直接河川に流すという計画であると回答を頂いております。

○議長（会長）

21番委員。

○21番委員

報告の中で排水路は確保されているということでしたが、現状の水路は使わないということですか。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（中吉主任主事）

はい、使わないということです。

○議長（会長）

21番委員。

○21番委員

分かりました。

○議長（会長）

この他について質疑・討論はありませんか。20番委員。

○20番委員

今の件ですが、排水は確保されているので排水は万膳川に流れていくわけですが、その後は天降川に流れていきます。7月13日、14日の豪雨に関しましても隼人日当山地区に関しては床上浸水20件、床下浸水79件という被害がありましたが、これらのことについて配慮しての許可意見なのか説明を求めます。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（中吉主任主事）

河川に排水を流すと豪雨の時危険ではないかという意見ですが、用・排水対策については被害防除計画によることとしており、必要があれば調整池などを配慮して頂きたいとお願いをしているところではありますが、豪雨の時に対応をすることに関しては難しいものだと考えております。

「休憩 午後 3時17分」

「再開 午後 3時23分」

○議長（会長）

この他について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請2件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番、26番委員。

○26番委員

6号1番について報告します。

申請地は牧園総合支所の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は362㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、2番委員。

○2番委員

6号2番について報告します。

申請地は真孝公園の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達に

については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は517㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であり、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地と畑、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するということに決定します。つきましては、10月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請23件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。また、国分の9番は、議事参与の関係で別途審議いたします。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。1番を26番委員。

○26番委員

7号1番について報告します。

申請地は牧内公民館の北西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2, 278㎡であり、事務所及び倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、34番委員。

○34番委員

7号2番について報告します。

申請地は国分駅の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2, 007㎡であり、共同住宅2棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は雑種地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番及び4番、12番委員。

○12番委員

7号3番について報告します。

申請地は奈良田団地の東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は長屋住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1, 190㎡であり、長屋住宅及び駐車場車に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号4番について報告します。

申請地は奈良田団地の南に位置し、現況は造成地である。なお、平成27年9月頃、造成してしまっ

たという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は503㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、26番委員。

○26番委員

7号5番について報告します。

申請地は国分北小学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,030㎡であり、共同住宅及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は水路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、12番委員。

○12番委員

7号6番について報告します。

申請地は新町公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は962㎡であり、宅地分譲4区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は水路と道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、6番委員。

○6番委員

7号7番について報告します。

申請地は姫城公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は479㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、23番委員。

○23番委員

7号8番について報告します。

申請地は市営福島第一団地の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は959㎡であり、宅地分譲3区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番から12番、30番委員。

○30番委員

7号10番について報告します。

申請地は川内ふれあい広場の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は770㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号11番について報告します。

申請地は下井公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地

の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅7棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2, 138㎡であり、建売住宅7棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は水路、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号12番について報告します。

申請地は下井公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は525㎡であり、建売住宅1棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、26番委員。

○26番委員

7号13番について報告します。

申請地は陵南中学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は433㎡であるが、区画整理区内仮換地で実測面積は264.49㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番及び15番、28番委員。

○28番委員

7号14番について報告します。

申請地は塩浸温泉の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は21,968㎡であり、ま

た、隣接地山林の232, 260.55㎡を一体利用するもので、全体計画面積は254, 228.55㎡である。太陽光パネル43, 230枚、総出力9, 917kwの太陽光発電施設として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号15番について報告します。

申請地は下万膳公民館の南に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は6, 122㎡であり、また、隣接地山林の6, 957㎡を一体利用するもので、全体計画面積は13, 079㎡であり、太陽光パネル3, 200枚、総出力864kwの太陽光発電施設として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は宅地、南は山林と畑、北は河川である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、26番委員。

○28番委員

7号16番について報告します。

申請地は狭名田公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1, 248㎡であり、太陽光パネル252枚設置、総出力61.74kwの太陽光発電施設として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、2番委員。

○2番委員

7号17番について報告します。

申請地は人権啓発センターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場及び資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は

確実と思われる。計画面積は693㎡であり、駐車場及び資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は雑種地、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、33番委員。

○33番委員

7号18番について報告します。

申請地は真孝西集会所の南東に位置し、現況は雑種地及び不耕作地である。なお、平成8年頃、一部造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,124㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の真孝**番地の東は雑種地、西は雑種地、南は雑種地、北は道路である。真孝**番地の東は雑種地、西は宅地、南は雑種地、北は宅地である。真孝**番地の東は不耕作地、西は水路、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、17番委員。

○17番委員

7号19番について報告します。

申請地は大津団地の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場及び倉庫にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は342㎡であり、隣接地、雑種地の1,753㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,095㎡である。資材置場及び倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、33番委員。

○33番委員

7号20番について報告します。

申請地は鳥越公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は989㎡であり、太陽光パネル312枚、発電力49.92kwの太陽光発電施設として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は畑、南は水路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、14番委員。

○14番委員

7号21番について報告します。

申請地は日当山小学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は905㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番及び23番、32番委員。

○32番委員

7号22番について報告します。

申請地は谷公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は887㎡であり、太陽光パネル192枚、総出力48kwの太陽光発電施設に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号23番について報告します。

申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金である

ため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は935㎡であり、太陽光パネル192枚、総出力48kwの太陽光発電施設として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は雑種地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、議事参与の関係で別途審議いたします、国分の9番を除く22件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [賛成多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の9番を除く22件の転用は許可ということに決定いたしました。

引き続き国分の9番を審議いたしますので、3番委員は退席を願います。

○ [3番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。9番を30番委員。

○30番委員

7号9番について報告します。

申請地は湊地区自治公民館の南西に位置し、現況は荒地である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。

計画面積は134㎡であり、また、隣接地、雑種地の1,230.68㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,364.68㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の9番は転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」、国分の9番は転用は許可ということに決定いたしました。3番委員は着席してください。

○ [3番委員着席]

○議長（会長）

以上で議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の審議は終了します。つきましては10月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律および県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。また、牧園の14番については、許可の意見を附して県に進達します。

△ 議案第8号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第8号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申し出が、売渡希望1件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。売渡希望の1番を7番委員。

○7番委員

売渡希望の1番を報告します。

あっせん申出のあった竹子**番の圃場は多少形状が悪く、時間がかかると思います。竹子**番の圃場の形状は良いです。また、本人に2筆同時ではないと売渡をされないのですかと電話で問い合わせたところ、別々で良いので売渡をお願いしますとのことだったのであっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「あっせん申出について」の売渡希望1件につきましては、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号「あっせん申出について」の売渡希望1件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望の1番を7番委員と13番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成28年第9回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。4番委員。

○4番委員

議案7号の14番についてですが、広大な25haの太陽光施設を建設するという申請で許可が出たところではございますけれど、広大な面積の中で調整池などは設計上記載があるのか教えて下さい。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（中吉主任主事）

譲受人***の件についてですが、調整池については計画図の中に記載があります。広大な面積ですので、県の開発許可また林地開発等も関わってくるので、その中でも流末等の調整はされると思います。

○議長（会長）

4番委員。

○4番委員
分かりました。

○議長（会長）
この他について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）
これで平成28年第9回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長
姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 4時10分」

番

番

番
